

事務連絡
令和3年2月5日

村内保育所及び放課後児童クラブ利用保護者の皆様

宜野座村長 當眞 淳
(公印省略)

沖縄県緊急事態宣言の延長に伴う村内保育所及び放課後児童クラブの対応について【第2報】

平素より本村の教育・保育行政並びに新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取り組みについてご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、1月19日に発令された沖縄県緊急事態宣言について、2月7日までとされていましたが、2月28日までの期間延長が決定されました。

保育所や放課後児童クラブなどの社会福祉施設については、これまでに引き続き、地域の感染状況に応じて、感染防止対策を徹底した上で、原則開所の要請がされております。

本村といたしましては、感染拡大予防措置の観点から、村内保育所及び放課後児童クラブにおいては、前回通知した通り以下に示すことを念頭におき、更なる感染症対策を講じたうえで保育の実施を致しますのでご協力の程、宜しくお願い致します。今後の状況に変更があった際は、再度お知らせいたします。

記

※ 2月5日現在、村の感染レベルについては、「レベル1」です。

(再掲)

- 保育の提供及び登園基準については、「村内保育所等における新型コロナウイルス感染症拡大防止(第3波以降)に向けた取組について」(別紙)の通りとしますが、最終的な判断は各施設となりますので、利用する施設へお問い合わせください。
- 風邪症状(発熱 37.5°C 以上、下痢、倦怠感等)がある場合は、医療機関の受診・相談や自宅療養をお願い致します。また、登園後に風邪症状が出た場合は、お迎えをお願いすることとなります。
- 引き続き、感染症対策の徹底(新しい生活様式の徹底など)のご協力をお願いいたします。
- 児童または家族が、感染(陽性)および濃厚接触者となった場合は、利用されている施設へご連絡をお願い致します。※報告によって外部へ漏らすことは一切致しません。

担当:宜野座村役場健康福祉課
児童福祉係
098-968-3253